

2018年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2018年12月6日及び7日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2018年12月 ASAF 会議出席メンバー(2018年12月6日、7日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen 他
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Paul George 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

※2018年10月に ASAF メンバーの改選が行われており、参加国が以下のとおり変更されている。

- アフリカ：南アフリカ財務報告基準評議会に代わって、パン・アフリカ会計士連盟が選出されている。
- アジア・オセアニア：オーストラリア会計基準審議会 (AASB) に代わって、韓国会計基準委員会が選出されている。
- 欧州：ドイツ会計基準委員会 (DRSC) に代わって、英国財務報告評議会が選出されている。

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2018 年 12 月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
資本の特徴を有する金融商品	60 分	3 ページ
共通支配下の企業結合	60 分	7 ページ
資産のリターンに依存する年金給付	60 分	11 ページ
IFRS 第 17 号「保険契約」	75 分	19 ページ
経営者による説明	90 分	25 ページ
のれん及び減損	120 分	31 ページ
基本財務諸表	120 分	40 ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	47 ページ

今後の日程(予定)

2019 年 4 月 1 日及び 2 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

3. IASB は、2018 年 6 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）を公表した。DP は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の金融負債と資本性金融商品の区分について、区分の根拠が不明確であったり、区分に関する実務が多様化したりしているとの問題意識のもとで進められたリサーチ・プロジェクトの検討結果をまとめたものであり、今後、基準開発を進めるかどうかを問うものとなっている。
4. DP では、請求権が、次のいずれかを含む場合には負債に区分し、いずれも含まない場合には資本に区分することを提案している。また、DP では、利用者への情報提供を改善するために、表示や開示を拡充することも提案している。
 - (1) 清算時以外の特定時点において、経済的資源を引き渡すことを回避できない義務（時点特性）
 - (2) 支払額が企業の利用可能な経済的資源から独立している回避できない義務（金額特性）
5. 今回の ASAF 会議では、最初に、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の代表者から、実施したアウトリーチ（合計約 20 回実施）を基礎に以下が報告された。
 - (1) IAS 第 32 号の問題は認識されており、IASB の取組みは評価されている。一方で、新しい用語が混乱を生み出す可能性に対する懸念や、分類結果をほとんど変更しない中で基準開発するコストと便益の関係について疑問視する声が多く聞かれている。
 - (2) 負債と資本の分類原則のうち金額特性について、清算時の金額まで考慮することがゴーイング・コンサーンの前提と相容れないのではないかと疑問視されている。また、当該特性を考慮する実務への影響として、累積的優先株式の分類が変更されることで、ハイブリッド債券市場の崩壊に対する懸念が聞かれている。
 - (3) 表示について、区分表示の対象となる負債（資本に類似したリターンの特徴を有する）の変動額をその他の包括利益として表示すべきか純利益の内訳として表示すべきかについては、意見が分かれている。収益及び費用の帰属を資本性金融商品全体に拡張する提案に対して、賛成意見はさほど聞かれていない。
 - (4) 開示の拡充については、比較的、賛同的な意見が聞かれている。

6. その後、各 ASAF メンバーより、DP の内容に関する各法域での反応や予備的見解が報告され、それに対する質疑応答が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

7. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) まず、日本の関係者からの意見を紹介する。利用者は、プロジェクトを支持しており、特に、開示の拡充を進めるべきとしている。銀行は、規制上の自己資本が会計とは別に決定されることもあり、発行者側の観点で関心は低いものの、保有者側の観点での金融商品の分類への影響に関心がある。学者からは、分類原則と概念フレームワークの関係について疑問が聞かれたほか、概念上、負債と資本の区分は純損益の決定のために必要であることが説明された。
- (2) 次に、ASBJ の暫定的な見解を述べる。DP の主要な取組みである分類原則の根拠の明確化については、改善される領域が限定的で、基準の改訂にかかるコストは便益に見合っていない可能性があると考えており、会計単位の明確化等のように、より効果的な対応を検討すべきである。また、仮に、IASB が首尾一貫した分類を目指して抜本的な見直しを行うのであれば、基本的所有アプローチが 1 つの候補として考えられる。

8. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) アウトリーチで聞かれた要望は、固定対固定条件の明確化だけではなく、強制的転換社債の分類など多岐にわたる。会計単位の論点については、完全に理解できていない訳ではないが、考える必要がある論点であろう。(IASB スタッフ)
- (2) 関係者の種類別にフィードバックを伝えてもらえるのは非常に有益である。この中で、金融機関について、発行者の観点だけではなく保有者の観点からの意見についても紹介があったことはコメントの理解に役立つ。(IASB 理事)
- (3) 現行の IAS 第 32 号に対応して、商品の条件の微細な違いを分類に反映するのに多くの関係者が苦勞し、多大な維持コストを要している。こうした中で、我々は、固定対固定条件の基礎にある考え方を明確にすることで対応しようとしたが、今の提案が機能しないのであれば、一步引いて考え、例えば、分類を簡素なものとし、開示等に重点を置くことも考えられる。(IASB 理事)

参加者のその他の発言

9. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) EFRAG から言及のあった市場への影響に関して、我々のメンバーの法域において、累積型優先株式は財務制限条項への対応を意識して発行されており、これが負債に分類される場合には市場がなくなる可能性があり、分類結果の変更が意図されていたとしても、市場への影響は小さくないと考えられる。
- (2) 我々の法域の企業は、大量の永久債を発行していることもあり、本プロジェクトへの関心が高い。また、NCI プットの分類、契約条件と法令の関係、間接的義務や経済的強制の契約条件への影響に懸念が寄せられている。表示や開示の提案に対して、作成者からは、複雑すぎて過度なコストを要するのではないかと懸念が聞かれている。
- (3) 本プロジェクトは低金利、低信用リスクの下で行われており、この環境が変わった場合に生じ得るリスクを想定すべきである。また、本プロジェクトの進め方については、EFRAG のプレゼンテーションにあったように、僅かな変更のために多大な作業が必要となることへの懸念が聞かれている。このほか、分類変更のインパクトが大きいのは、累積型優先株式であり、監督当局が会計上の結果と整合させたいとの意図があることから、銀行の自己資本への影響もあり得る。開示に対して、利用者からは、資本に関する開示の拡充に賛同する意見が聞かれている。
- (4) これまで聞かれている意見に賛同する。もうすぐ作成が終了する我々のコメント・レターは、より否定的であると思われるかも知れない。時点特性と金額特性が重要との見解には同意するものの、それらの複雑性や実行可能性に困難があるのではないかと懸念が聞かれている。
- (5) 本プロジェクトを支持しており、分類原則にも賛同するが、特に複合金融商品や NCI プットに対して追加的なガイダンスが必要である。また、公開草案から最終基準化の過程で、新しい概念による意図せざる帰結が明らかとなるかも知れないため、影響分析をしっかりと行う必要がある。リサイクリングの再考や「清算」等の用語の明確化が必要である。プッタブルの例外については強く支持する。
- (6) 外貨建株主割当が資本に分類されないことは、国外で資金調達を行うことが一般的なアジア諸国では大きな論点となっている。プッタブル金融商品の例外を残すのであれば、外貨建株主割当の例外についても残すべきであるとの意見が多く聞かれている。また、金額特性が複雑で理解が困難であり、また、概念フレームワークとの関係が検討されていないことに懸念も聞かれている。本プロジェクトを続けるべきかについて、グループメンバーの意見は半々に分かれた。

- (7) IAS 第 32 号には、概念的にも実務的にも困難があるため、本プロジェクト及び基準化を支持する。プッタブル金融商品の分類は、我が法域では重要な議論の 1 つであり、これが分類原則に対する例外であるため、発行者と保有者で対称的な会計処理がされず、IFRS 第 9 号「金融商品」への影響も異なるものとなっていると理解している。この点に関して、資本の定義を概念的に整理することと、その観点からの例外の位置付けの明確化を図ることが重要と考える。
- (8) 我々が行ったアウトリーチでは、見解が分かれている。多くの作成者は、新しい概念を理解することは困難であり、導入には大きなコストがかかるというものであった。一方で、監査人の中には、金額特性は固定対固定の条件よりも明確であるとして、分類原則を支持する者もいた。また、我々の法域特有の論点の 1 つとして、支払の繰延を許容する条件のため現行では資本とされる金融商品の分類があり、提案された原則では負債又は負債と資本に分類されるため、発行済みの当該金融商品に対する影響を懸念する声が聞かれている。
- (9) 我々の法域では、現在、同様のプロジェクトがアジェンダに取り上げられたところであり、ある程度類似した考え方の下で改善に取り組んでいる。我々の会計基準では、混合金融商品に対して 5 つのモデルがあり、それらを組み合わせて使用することにより、もっとも財務報告の修正が多くなっている。平均的な経理担当者には理解が困難であるため、小規模企業での修正が多い。投資家は混合金融商品を区分経理することではなく、契約条件やウォーターフォールのどこに位置するかに関するより多くの開示を望んでいることが調査で判明している。重要であるのは、複雑性をどこに置くかの意思決定であり、方法の 1 つである基本的所有アプローチは、複雑性を分類の判断から金融商品の測定に移動させることになる。来年の第 1 四半期には、我々の決定についてお伝えできると思っている。

III. 共通支配下の企業結合

議題の概要

10. IASB スタッフは、以下の内容を検討している。

- (1) IFRS 第3号「企業結合」に定められている取得法に基づく現在価値測定アプローチ (current value measurement approach) (以下「現在価値アプローチ」という。) は、移転先企業 (receiving entity) の非支配持分 (以下「NCI」という。) に影響を与えるすべての共通支配下の企業結合 (以下「BCUCC」という。) に適用されるべきか、一部とすべきか。
- (2) 現在価値アプローチが NCI に影響を与える一部の取引のみに適用される場合、一部の取引をどのように区別する (線を引く) ことができるか。

11. ASAF メンバーへの質問事項は以下のとおりである。

- (1) 現在価値アプローチは、移転先企業の NCI に影響を与えるすべての BCUCC に適用されるべきか、一部とすべきか。
- (2) 現在価値アプローチが NCI に影響を与える一部の取引のみに適用される場合、一部の取引をどのように区別することができるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

12. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、この問題はすべてコスト・ベネフィット分析に関するものだと考えている。BCUCC の取引に明確な線を引くことは非常に難しく、当該文脈においては、取引に NCI が存在することだけを理由に、会計処理が異なるべきではないと考える。
- (2) 論点に対処する順番の面では、NCI について論じる前に、2 つの完全支配企業 (wholly-owned entity) の企業結合の際に何が生じるかについて合意があるかどうかをはじめに確かめることが必要であると考えている。ここに見解の違いがあると考えており、ASAF メンバーの中でも合意がないのではないかと考えている。

13. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 線を引くこと、及び異なる利害関係者によってどの情報ニーズがより重要か (特に上場企業である場合) を検討することは困難であると考えている。しかしなが

ら、我々の法域の大部分は、一般目的財務諸表に関する要求事項を定めることに留意する必要があると考えており、自らでは情報を要求できない一般的な利用者に対して有用な情報は何かを検討すべきであると考えている。NCI が存在するかどうかにより会計処理が決定されることは支持しておらず、経済的実態があるかどうかの観点で会計処理が検討されるべきであると考えている。通常の企業結合と同一の経済的実態があるならば、現在価値アプローチが目的適合的であると考えている。

- (2) (1)の見解と同様、我々も、NCI の存在に焦点を当て、NCI の存在を会計処理方法を決定する際の決定的な要因と考えることには、依然として疑問及び懸念がある。基本に立ち返ると、一般的な企業結合から BCUCC を除外した理由は、支配企業 (controlling party) が存在するという点において、BCUCC の性質が一般的な企業結合とは異なるためであり、財務諸表の主要な利用者が一般的な企業結合と異なるためではない。一般目的財務報告は主に一般的な利用者のためにあり、一般的な利用者は支配企業ではなく NCI が想定されると考えられる。そのため、我々は、NCI がいる場合といない場合では、BCUCC の性質に差異があると考えているが、BCUCC の基本的な性質に実際に影響を与えるすべての様々な事象を検討すべきであり、NCI の存在が唯一の要因ではないと考えている。
- (3) NCI に焦点を当てている理由は、NCI の立場が損なわれないよう保護することが 1 つの理由である。そこにポイントがある場合、取得した資産及び負債の公正価値を使用するという観点からみると、その情報が有用であり、コストに見合うものであるかを検討しなければならない。また別の状況として、例えば、事業の一部を移転するために新規に子会社を設立し IPO を進める場合、公正価値が役に立つかは不明であると考えている。また、線を引くことは非常に困難であり、1 つの単純な線で、コストがかからず便益がある評価をすることは可能ではないと考えている。1 つの選択肢は、株主の承認を要求する IFRS 第 10 号「連結財務諸表」にあるようなものである可能性がある。そうでなければ、会計処理の選択とすることが考えられる。会計方針の選択の観点では、取引の具体的な状況、及び便益がコストを上回っているかを検討すべきである。
- (4) 財務諸表利用者は、必要とするすべての情報にアクセスできると考えており、税務上の観点から特別に要求されない限り、現在価値で会計処理をする便益があるとは思えず、少数の例外を除けば、BCUCC のような種類の取引に公正価値を計算するコストを検討する理由は見当たらないと考えている。また、特に公開企業の場合、ストック・オプションを持つ上級の経営幹部にとっては、あらゆる種類の情報にアクセスすることができるため、すべての NCI の存在が平等であるとは考えてはい

ない。また単に NCI の存在によって特定の会計処理に行きつくことを前提とすることについては注意しなければいけないと考えている。

- (5) アプローチの選択において情報の目的適合性及び信頼性について考えるとき、市場は、簿価引継法を選択してきたかのように見える。それにもかかわらず、我々の法域の大部分は、現在価値アプローチにより多くの情報価値があるとのアジェンダ・ペーパーの前提に明確に同意していると考えている。この前提から進めるときには、どこに線を引くことができるかを検討する必要がある。問題の1つは、引こうとしている線の向こう側にあるものが正確にはわからないことであり、これを理解することが、そこにあるコストと潜在的に関連する便益を評価するのに役立つと考える。NCI の性質又は程度に基づいて線を引くつもりであるなら、(3)の発言のとおりであると考えている。
- (6) NCI は適切に保証されており、取引において不公平に扱われていないと考えている。その場合、BCUCC においてパーチェス法又は企業結合会計が他の方法よりも優れているかどうかについて確信がない。これは、関連当事者取引だと考えている。調整勘定がのれんであるために、取引においてどのように公平に取扱われるのか、及びどのようにより有用な情報を提供するのかが不明である。目的が、潜在的な投資者が将来のキャッシュ・フローを予測するうえでより良い役割を果たすことであるならば、企業結合会計が常に最も有用な情報を提供するとの主張は、明瞭なものではない。線を引く場合には、企業結合会計が他の方法よりも一部の状況ではより有用となる。それは、公開企業か非公開企業か、又は NCI に差異があるかに基づく線である可能性が高い。しかし、それが正しく母集団を捉えることになるかはわからない。我々の法域でも同様のジレンマがあったが、プッシュダウン会計をすることとなる。
- (7) 移転先企業の NCI の存在を考慮に入れることは、主要な要素であると考えている。支配株主は連結を通して直接的なアクセスがあるが、会社法が制限していることから、NCI には直接的なアクセスがあると想定すべきではないと考える。したがって、BCUCC ではない場合に、NCI が同様の情報を受け取れるようにすることが必要である。そのため、アジェンダ・ペーパーで提案されている内容は、正しい方向に向かっていると考える。しかしながら、包括的な対応であるかについては確信が持たず、明確化が必要であると考えている。
- (8) 買収であれば現在価値を使用することに意味があるが、単に組織再編である場合に、ある企業から他の企業に資産を移すことで価値を実現できるというのは、非常に直観に反するものである。

参加者のその他の発言

14. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) NCI が移転先企業の従業員によって、純粋な株式付与又はストップ・オプション制度として保有されている場合に、なぜこれが影響を受けるのかが理解できない。
- (2) BCUC 取引は、我々の法域において多数行われており、2017 年には上場企業において 120 件以上の取引があり、70 以上の上場企業が関与している。企業結合のコストは、700 億 RMB (約 1 兆 1,200 億円) を超える。また、2016 年においても、300 件以上の取引が行われており、200 社近くの企業が関与し、1,500 億 RMB (約 2 兆 4,000 億円) を超えるものであった。我々の法域では、2007 年以降、共通支配下の取引に持分プーリング法が使用されている。我々の法域の利害関係者は、BCUC においては、持分プーリング法の使用がより適切であると考えている。これは、法的形態が変更されたのみであり資産の所有者が変更されていないという取引の経済実態を反映しており、多くの上場企業が特定の企業が分社化したことによるものであり、企業結合の前後で究極的には同じ当事者に支配されているという我々の法域の発展の特徴を反映していることなどが理由である。

IV. 資産のリターンに依存する年金給付

議題の概要

(背景)

15. 2018年9月にリサーチ・パイプラインの1つである「資産のリターンに依存する年金給付」のプロジェクトに関する活動が開始されており、今回の ASAF 会議では、IASB スタッフが提案するアプローチについて、ASAF メンバーの助言が求められた。

(リサーチ・プロジェクトの範囲)

16. 「資産のリターンに依存する年金給付」のリサーチ・プロジェクトは、狭い範囲のプロジェクト (narrow scope project) であり、完全に又は部分的に資産のリターンに依存する年金給付のいくつかのタイプ (給付のタイプであり、年金制度のタイプではない。) に限定して検討を行うことが提案されている¹。

(本プロジェクトに関して考えられるアプローチ)

17. IAS 第 19 号「従業員給付」の他の側面を変更することなく、現行の IAS 第 19 号の測定の不整合を解消するために、資産のリターンに依存する年金給付の見積りに用いる資産のリターンに上限 (cap) を設けるアプローチが提案されている。なお、本アプローチが実行可能ではないと結論付けられる場合、年金に関するプロジェクトを中止することが提案されている。

(ASAF メンバーへの質問)

18. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 本プロジェクトに関して考えられるアプローチ等 (前項参照) について質問又はコメントがあるか。
 - (2) 本会計モデルは、資産のリターンに依存する年金給付における IAS 第 19 号の適用に関して識別された測定の一貫性に焦点を当てることに役立つか。
 - (3) 本アプローチは、意図せざる結果を招き得るか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

¹ 例えば、次のようなものは対象外である。

- ① 「いずれか高い額 (higher of)」の保証
- ② リスク分担型制度や「混合型制度」と称されるその他の制度

19. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの範囲が自動的に決定される点について少し懸念があると考えている。このような類型の年金制度は、過去においても対象範囲又は定義付けが最も困難であった。
- (2) この問題は資産のリターン（利回り）と割引率が異なる場合に生じるが、本プロジェクトでは、資産のリターン（利回り）が割引率よりも高い場合のみを対象としている。しかしながら、割引率が資産のリターン（利回り）よりも高くなる逆のケースを無視する理由が確かではないため伺いたい。
- (3) 国債に投資する年金制度については、割引率が優良社債の市場利回りによる場合に、ここで無視されるような不整合が生じる懸念がある。

20. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) この問題は、我々の法域にとって重要であり、我々は独自のリサーチ・プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーを来年の第 1 四半期に公表する予定である。我々は、本プロジェクトの取組みを高く評価する。公表決定前であるが、我々のディスカッション・ペーパーでは、現時点では、資産のリターンアプローチの他に、公正価値アプローチ及び履行価値アプローチの 2 つを含める予定であるため、本プロジェクトは、将来、これらのアプローチを含めて議論になるであろう。

本プロジェクトは資産のリターンに依存する年金の測定に関する不整合に対処し、財務報告の改善をもたらす可能性があるように思われる。これに対して、資産に対する依存が強く、企業が資産を有する場合には、後加重について調整が必要であるため、本プロジェクトを単独で進めるのみでは不十分であるとの意見もある。

我々は、後加重の調整を併せて範囲に含めて検討することを希望するが、本プロジェクトの範囲が拡大し、予測単位積増方式の基礎的な部分にまで及ぶ可能性があることから、狭い範囲又は比較的簡素な対処とする提案を理解する。

本プロジェクトの範囲は、給付という特定の要素に的を絞った簡素なものであるが、どのような類型のスキームが影響を受けるのかについて、やや不明瞭であると考えている。

⇒詳細の検討は未了であるが、本プロジェクトのアプローチの魅力の1つは、対象範囲が自明なことである。当該年金制度の給付が資産のリターンに依存しており、当該資産のリターンが割引率を超過していれば、本プロジェクトの範囲に含まれる。(IASB スタッフ)

⇒我々の法域の例では、基本的には確定拠出制度であるが、雇用主が最低限の資産のリターンを保証する制度で、拠出金を投資運用する運用資産（ファンド）に制約がある従業員の基金がある。当該制度においては、従業員に限られた選択権のみあるか選択権がない、特定の運用資産又はいくつかの種類運用資産に投資される。この場合に、本プロジェクトが対象とする資産のリターンに依存する年金資産に該当するのか確認したい。

⇒給付を測定するときに、キャッシュ・フローを予測しなければならないが、それが年金の約定及び年金資産のリターンに基づくものであれば、ある意味では、確定した資産であり、範囲に含まれることになる。(IASB スタッフ)

- (2) 本プロジェクトにおいて、資産のリターンの利回りが割引率よりも高い場合のみを対象としている理由の1つは、資産のリターンの利回りが割引率よりも高い場合が最も大きな問題であるためである。また、割引率の定義付けは困難を伴い議論となる問題であるため、検討を避けたいと考えている。割引率を積極的に定義しなくても、不整合を取り除くことは可能であると考えている。(IASB スタッフ)
- (3) 国債に投資する年金制度があつて、割引率として優良社債の市場利回りがある場合に、ここで無視されるような不整合が生じる懸念に関しては、長期間の検討を必要とする問題であるため、検討対象外としている。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

21. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 負債が資産に依存する場合に、負債を時価評価することも考えられる。しかし、年金制度は前払による決済（退職前の給付）ができないので、このような測定を行うことは経済的な意味をなさないとする。
- (2) この問題はアジアでは重要な問題ではないが、次の論点がある。
 - ① 年金制度間の平均等により、利率を平準化したスキームがいくつか見受け

られる。そのような場合に、本プロジェクトで補足されるかどうか特に明確ではない。

- ② 本プロジェクトが基金の種類ではなく、特定の給付について対処することを提案しているため、基金全体の一貫性をどのように維持するかという問題がある。

また、上記よりも「いずれか高い額 (higher of)」の保証が範囲に含まれるのか懸念している。

⇒利率を平準化する年金制度は考察する価値があると思われる。また、保証に関する問題は、現状の取組みによって予期せぬ結果が生じるかどうか追加的に考察する必要がある。会計上の不整合は、資産のリターンにより給付を見積り、次に当該資産の特徴と一貫性のない割引率で割引計算することと関係するもので、制度資産の保有の有無とは無関係である。制度資産を保有する場合、会計上の不整合はより顕在化し深刻化するが、解決策も含めて、資産の保有に依存するものではない。(IASB スタッフ)

- (3) 我々の法域では、混合型の年金制度は限定的である。しかしながら、混合型年金制度は、ある法域では非常に一般的であり、測定及び一貫性に関して取り組むことは有用であるため、本プロジェクトを支持する。(2) の指摘のとおり、企業がこれらの資産を参照点 (reference point) としてのみ使用する場合に、企業が評価しなくても良い状況について明確に理解していないため確認したい。

⇒事実と状況による。給付が特定の参照する資産に依存して支払われる場合、キャッシュ・フローの見積りに使用される。どのように給付を約定しているかによるため、範囲は、概ね自動的に決定されると考えられる。(IASB スタッフ)

- (4) 本件は重要な問題であるため取組みに感謝する。本件については、2つの方法が考えられる。1つは資産の期待リターンに割引率の上限を設ける方法であり、ここで考察されているものである。もう1つの方法は、不整合を避けるために、期待リターンで割り引く方法である。

年金制度又は雇用主が制度資産のポートフォリオの中にこうした制度を有する場合、別の不整合が生じるが、現時点では、アジェンダ・ペーパーに解決策は示されていないため、追加的な検討を要する可能性がある。例えば、変動手数料アプローチ (VFA) などが考えられるが、資産ポートフォリオと年金債務が整合することを確かめなければならない。

⇒同意する。給付の取決めその他の側面が保証に与える影響、及びそれらとの相互関係について検討することなど、調査を要するものがある。本プロジェクトによって、完全な整合を図ることはできないが、より整合を図ることは可能である。年金資産の公正価値で測定すると、より整合が図られるかもしれないが、公正価値で測定する方法にはならないと想定している。(IASB スタッフ)

⇒年金制度又は事業主が制度資産を有しない場合、より大きな問題が生じる。資産を有しない場合、資産プールを参照する(名目的な参照関係がある)のみであり、資金は実際には、企業の事業に投資される。このため、将来の年金受給者のための期待リターンは明確であるが、企業の期待リターンは不明確である。この場合、保有しない担保付き証券の利回りで上限を設けた資産のリターンを基礎として、将来の年金受給者に対する債務を割引くことに妥当性があるかを検討する必要があると考える。

⇒事業主が参照資産を持たない事例について質問しているのであれば、調査を行う対象と適合しないと考えられる。(IASB 理事)

⇒上述の指摘は潜在的に問題となる別の領域である。資産を保有しない状況において、指摘された論点に対応できない場合に、限定された範囲のプロジェクトを実施すべきではないといえるのか。(IASB 理事)

⇒一貫性を欠いていることが明確かつ重要であり、負債の測定それ自体が内部で不整合となっている。資産及び負債の測定方法の差異に取り組むものではなく、内的な不整合のみに取り組むことになるが、内的な不整合を解消することは良い考えである。(IASB Lloyd 副議長)

⇒資産を保有していれば、経済的にも会計的にも不整合があるのは明らかである。資産を保有していない場合には、何が不整合になるのか確認したい。

⇒計算に使用する数値と分母が不整合となり、異常な母集団となるのか検討したい。(IASB Lloyd 副議長)

⇒数理人が算定した結果を入手し、仮定を用いて将来を予測している。資産のリターンや証券の利回りといった異なる仮定を用いて割引計算が行われるが、この不整合を取り除くことができるかが問題である。年金会計には、IASB スタッフの提案が有効ではない他の側面がある可能性があることは理解している。他の側面にかかわる範囲が少なければ本プロジェクトに取り組むが、他の側面にかかわる範囲が多いのであれば、本プロジェクトに取り組まないのが提案の内容である。ただし、本件を単独で実施して有効であるのか、あるいは計算の他の部分で問題

が生じ得るのか理解したいと考えている。(IASB スタッフ)

⇒期待リターンに割引率の上限を設定すると、リスクを招く可能性があるため、本件について再考する必要があると考える。資産から生じるリターンはあくまで仮定であり保証されるものではない。その結果、負債が過少となることがないのか、また仮に資産のリターンが確実であるか不明な場合はどのように取り扱うのか。積立てがない制度で確認が必要である。

⇒この点は、特に関係者と模索している点であり、負債の過大計上や過少計上にならないか、また、測定及び保証に影響を与えないかを検討している。(IASB スタッフ)

- (5) 数理計算上の問題として捉えるのであれば、(4)の指摘とは異なると思われる。本プロジェクトを進めるのであれば、説明の方法は慎重にする必要があると考える。割引率について議論を開始したと認識されると、別の適切な割引率について再検討するなどより大きな問題についても考える必要があるというのが、(4)の指摘であるように考える。
- (6) 本プロジェクトにおいて、スタッフが焦点を当てているのは、従業員との間でリターンに基づく明示的な約定を行っているが、リターンそのものは基金が得る場合であることを認識することは重要である。(5)の指摘にあるように、リターンについて議論を開始すると、期待リターンと事業主による給付の調整の有無の整合性に関して議論となるが、本件は、従業員に対する給付の約定が特定のリターンに基づいて算定される状況に焦点が当てられている。数理計算上の不整合は、最終的に従業員が得る金額が概してリターンによる影響を受ける仮定というよりもむしろ、従業員に約定する金額の算定を意味するものと考えられる。(IASB 理事)
- (7) 本プロジェクトの方向性を支持する。提案されている上限を設定するアプローチは実際に目的を達成するため、検討する価値があると考えられる。しかしながら、次の2点についてリスクがある。
 - ① (5)の指摘にあるように、直観に反するようと思われるが、会計上の不整合に関して、どのように予測を立てるかに関して上限を設定しておきながら、他方の側面(である負債の割引率)については、そのままにしている。先ほどの議論により、なぜ割引率を検討しないかは理解しているが、本プロジェクトは、現実に即しておらず概念的な会計処理として批判を受けるのではないかと。
 - ② 本資料第20項(1)や本項(4)の指摘があるように、狭い範囲の修正について

て、年金会計に見受けられる不整合及びより多くの複雑性の問題とどのように一線を画するかが問題である。狭い範囲の修正にとどめることは、困難な課題である。概念的に正しいことを論じることは、非常に困難である。

⇒前述のとおり、本プロジェクトの範囲は自明である。仮に、これまでと異なる割引率を検討する場合には、範囲を再定義する必要がある。(IASB スタッフ)

- (8) 本プロジェクトによる適時の基準修正への取組みに賛成する。会計基準設定主体は、狭い範囲の項目を適切な分量の側面で適時に修正することに集中するものである。我々は、いくつかの研究を近く送付するが、本プロジェクトの範囲をどのように定めるか、また、どの程度異なる状況や異なる年金制度について類推適用できるのかを考慮する必要がある。
- (9) 我々の法域の利害関係者と本プロジェクトのアプローチについて協議した。測定の不整合の問題解決に対する IASB スタッフの取組みを評価するが、我々の法域の利害関係者は、次の点で本プロジェクトのアプローチの根拠に疑問及び懸念を示している。
- ① 資産の期待リターンは企業の資産に関する戦略に依存するのに対して負債の割引率は時価価値を反映する市場のリスクフリーレートに基づくものであるため、まったく異なるものであるが、将来の支払金額は、直接資産のリターンに関連づけられる。
 - ② IAS 第 19 号によると、確定給付制度債務の現在価値を算定する割引率は、一般に優良社債の市場利回りに基づく。しかし、債券市場がない法域では、国債の市場イールドカーブが使用される。このような極端な例では、資産の期待レート及び割引率の双方に、国債の利回りが用いられ、企業ごとに異なる資産を有することを考慮すると、財務諸表の利用者は混乱することが想定される。

我々の法域の利害関係者は、次の 2 点を提案した。

- ① アジェンダ・ペーパーに記載された IAS 第 19 号の第 115 項を適用することである。適格な保険証券の公正価値は、関連する債務の現在価値とみなされる。
- ② (4) の提案に非常に類似する 2 つの方法 (資産の期待リターンを割引率に合せる方法及び割引率を資産の期待レートに合せる方法) で各レートを決定できるというものである。

- (10) 何人かの ASAF メンバーがコメントしたとおり、資産の期待レートよりも、負債の割引率を調整する可能性については、基本的に機能しないと考える。なぜならば、大部分の年金が資産に基づくリターンを有するが、各種の要素からなる約定の一部であるため、割引率を調整すると約定のすべての要素が割り引かれることとなり、非常に大きい影響が生じるためである。したがって、将来予測計算の要素に焦点を合わせた取組みを行う必要があると考える。資産の期待リターンの上限設定の調整は、もっぱら計算の一部になる。確定拠出制度に保証を加えたスキームについて、従業員に対する年金給付の約定には、IAS 第 19 号を適用すると資産のリターンに依存するものはないが、予測単位積増方式に影響し見積りに含めなければならない。
- (11) (8)の考え方に同意する。リサーチを行う良い案件である。また、狭い範囲に留めて調査を実施することが良いと考える。我々の法域の会計基準設定主体のメンバーとして、いわゆるキャッシュ・バランス年金制度について 2 度取り組んだ。本質的には、期待する給付と割引率の不整合であり、状況により企業の帳簿に計上される負債がある時点の従業員に対する負債を下回る結果となることが問題であり、それが真に負債であるかについて疑念が抱かれた。割引率の変更と一部の測定の方法の変更を検討する必要があるため、我々は、2 度とも的を絞った修正は不可能であると判断し、他のプロジェクトとの関係から当該プロジェクトを却下した。当時の詳細な調査結果が必要であれば、資料を提供したい。

V. IFRS 第 17 号「保険契約」

議題の概要

22. 2017 年 5 月 18 日に IFRS 第 17 号「保険契約」を公表して以降、IASB の基準の導入状況のモニター及び導入を支援する活動等を通じて、利害関係者から懸念及び適用上の課題が提起されている。
23. これを受けて、2018 年 10 月の IASB ボード会議では、IFRS 第 17 号の考え得る修正（修正候補として 25 項目が挙げられている）を評価するための判断規準について議論を行い、判断規準に関して、IFRS 第 17 号の修正を提案する際には、以下を満たさなければならない旨、決定を行った²。
- (1) 修正の必要性の立証すること。
 - (2) 下記の要件を満たす可能性のある修正のみ検討すること。
 - ① 利用者の有用な情報の大幅な喪失が生じないこと（目的適合性及び忠実な表現、比較可能性、整合性、理解可能性）
 - ② 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、基準の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと
24. また、2018 年 10 月の IASB ボード会議では、IFRS 第 17 号の要求事項に関する利害関係者から提起された 25 項目の懸念及び適用上の課題について、IASB スタッフの予備的見解が示されている。
25. IASB スタッフの予備的見解では、このうち、以下の 6 項目については、第 23 項の IASB が定めた判断基準を満たしたうえで、IFRS 第 17 号を修正することが可能であることが示されている。
- (1) トピック 1－IFRS 第 17 号の範囲：保険リスクを移転する貸出金及び他の形態の信用供与
 - (2) トピック 3－測定：契約の境界線の外の保険獲得キャッシュ・フロー
 - (3) トピック 7－測定：CSM：一般モデルのカバー単位
 - (4) トピック 12－測定：保有する再保険：基礎となる契約が不利な契約である場合の

² 2018 年 11 月の IASB ボード会議では、(1)IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年延期すること、及び、(2)IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の固定された期限満了日を 1 年延期することを暫定決定している。

当初認識

(5) トピック 15—財政状態計算書上の表示：資産グループと負債グループの区分表示

(6) トピック 24—経過措置：修正遡及アプローチ：さらなる修正

26. IASB は、ASAF メンバーに対して次の質問を行っている。

第 23 項の判断基準を満たす方法で、かつ IFRS 第 17 号の開発における IASB の決定の根拠と整合する方法で、IASB が第 5 項の論点にどのように対処することができるかについて、提案はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

27. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 2018 年 11 月の IASB ボード会議の IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年延期するという暫定決定は、今後 IFRS 第 17 号の変更を行うかどうかにかかわらず延長することと、我々は理解している。同暫定決定は、当初の発効日では難しいと言っていた企業の要望に応えたものであり、現実的な対応であると考えている。
- (2) 今後、IFRS 第 17 号の変更を行うこととした場合には、その公開草案において発効日の再延期の要否について市場関係者の意見を聞いてほしい。
- (3) トピック 7「一般モデルのカバー単位」の私案については ASBJ スタッフで検討中であり、煮詰まったところで IASB スタッフに送りたい。

28. ASBJ からの発言に関連する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 強制発効日の延長は 1 年だけでは不足であるという意見を聞いている。内容が固まった段階で、再考してはどうか。

参加者のその他の発言

29. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(全般について)

- (1) 我々が提起した懸念に IASB が対処してくれていることに感謝する。現在、IASB の対応状況を見ており、解決策を提案する状況にはない。
- (2) 利害関係者が提起した懸念及び適用上の課題に IASB が対処していることに感謝する。
- (3) 修正可否の判断規準の 2 番目（修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、基準の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと）を強調しすぎてはいけない。最終的な目的は、可能な限り最善の基準を開発することである。
- (4) 判断規準の 1 番目（情報の有用性の側面）と判断規準の 2 番目（進行中の作業が妨害されるリスク）はトレードオフの関係があるため、情報の有用性が改善するならば、進行中の作業の妨害は受け入れるべきではないか。

(トピック 1ー保険リスクを移転する貸出金及び他の形態の信用供与)

- (5) こららの商品については、企業に IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の選択適用を認めるのが適切である。
- (6) これらの商品を保険契約として扱うことは直感に反する。
- (7) 保険要素と投資要素に分解するよりも、全体を金融商品として扱った方が良くより商品がたくさんある。
- (8) 本件を修正することを支持する。IFRS 第 17 号の適用を除外する場合、どの IFRS 基準を使用するかを明記すべきである。

(トピック 3ー契約の境界線の外の保険獲得キャッシュ・フロー)

- (9) 契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローを、当該契約だけではなく、当該契約について見込まれる更新に対しても配分することを企業に要求又は許容するよう IFRS 第 17 号を修正するという IASB スタッフの予備的見解を支持する。
- (10) IASB スタッフの予備的見解通り対応すると減損テストが必要となるが、それでも利害関係者は IASB スタッフの予備的見解を支持している。
- (11) 経済的に有用な情報を提供する点で、IASB スタッフの予備的見解を支持する。
- (12) 本件を修正することは、①この取り扱いは我々の法域では一般的でない、②繰延処理は適切でない、③保険獲得費用を当初契約と更新契約で区分するのが困難で

ある、という点で懸念がある。

(トピック 7—CSM：一般モデルのカバー単位)

- (13) 一般モデル契約でも投資関連サービスを提供しているので、投資関連サービス期間をカバー単位に反映させるべきである。ただ、カバー単位の取り扱いの変更は IFRS 第 17 号全般に影響するので、すでに進行中の作業が妨害されないように配慮することが必要である。
- (14) 利害関係者は、保険契約を保険要素と投資要素に分解することを選好しているが、IFRS 第 17 号はそれを認めない。そこで彼らは、契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）を保険期間と投資期間の双方を含む期間で配分することを期待している。
- (15) どのようなサービスがいつ提供されているかは必ずしも明確ではないので、その評価を行うことが重要である。
- (16) 一般モデル契約でも、保険期間と投資期間の双方を考慮すべきである。
- (17) あるメンバーは、一般モデルの CSM の配分は収益認識の一般原則と整合性を持たせるべきである、と主張した。

(トピック 12—測定：保有する再保険)

- (18) 会計上の mismatches を解消し、かつ、当初認識と事後測定の不整合を解消するために、基礎となる契約が不利な契約である場合に保有する再保険の利得を当初認識時においても純損益で認識するように IFRS 第 17 号を修正するという IASB スタッフの予備的見解を支持する。
- (19) 保有する再保険については、本件だけでなく、トピック 13「変動手数料アプローチ」の対応（すなわち、保有する再保険も変動手数料アプローチの適用が可能となるように修正すること）が必要である。
- (20) 保険会社は、元受契約と再保険契約をセットにしてその純額を考慮してビジネスをしているので、IASB が本件に対応することを支持している。彼らは、修正方法として PL アプローチと BS アプローチの 2 つのうち、前者を支持している。
- (21) 会計の原則は、資産と負債は別々に取り扱い、相殺しないことであるが、ヘッジ会計のような例外もある。再保険の場合、必ずしも元受契約との関係が 1 対 1 の関係にない場合もある。リスク削減をどれだけ財務諸表で表すかがポイントとな

る。

- (22) IASB が本件を修正する場合は、IFRS 第 17 号 B115 項から B118 項の処理と類似の処理を行うべきである。
- (23) あるメンバーは、PL のミスマッチを回避する原則ベースのアプローチを主張した。また、他のメンバーは、PL のミスマッチの問題に重大な懸念を表明した。このメンバーは、保有する再保険については本件だけでなく、「トピック 14- 測定：保有する再保険：未だ発行されていない基礎となる契約から発生する期待キャッシュ・フロー」に関しても懸念を表明した。

(トピック 15-資産グループと負債グループの区分表示)

- (24) グループ単位で表示すること及びグループ間で資産と負債を相殺しないことは、利用者への情報提供の観点からは適切であると考えられる。表示単位をポートフォリオに変更することで、実務上の負荷の軽減が図れることには同意するが、グループ間の相殺によって有用な情報の喪失になるかもしれないという懸念をもっている。
- (25) 論点は、ポートフォリオ単位で集約表示することではなく、これまで利用可能であった情報のレベルを維持することである。未収保険料や未払保険金の情報は有用な情報であり、保険負債の評価においては他のキャッシュ・フローとまとめてグループ単位で取り扱われるとしても、表示においては区分して利用者に示すべきである。
- (26) 利害関係者は、グループからポートフォリオに集約のレベルを高くすることでコストが削減できると言っているが、私はなぜコスト削減になるのかまだ納得していない。
- (27) 本件は、表示を区分することによる便益とそのコストの問題ではないか。
- (28) 便益とコストの関係から、集約レベルを緩和すべきである。
- (29) あるメンバーは、表示単位をポートフォリオに変更することで、実務上の負荷の軽減が図られると述べた。彼らは、本件は便益とそのコストのトレードオフの問題と考えた。

(トピック 24-経過措置：修正遡及アプローチ)

- (30) 修正遡及アプローチをさらに修正又は簡素化することを支持する者がいる一方で、これを修正すると時間がかかるため、すでに進行中の作業を過度に妨害しな

い範囲での修正を行うべきであるという者もいる。

- (31) 修正遡及アプローチであっても、できる限り完全遡及アプローチに近づけることを推奨すべきではないか。ただ、現実にはそれは容易ではなく、企業は、公正価値アプローチを選択することになると聞いている。過去のキャッシュ・フローを再構築することが障害となっていると聞いている。
- (32) IFRS 第 17 号以前の保険会計基準には整合的な要求事項がなかったことを勘案すると、遡及方法には柔軟性を持たせるべきである。
- (33) あるメンバーは、修正遡及アプローチの理解可能性を高めること、及び、開始データの要求事項を簡素化することを主張した。

(その他)

- (34) 今回提示された 6 つのトピック以外は修正しない予定とされているが、なぜ修正しないのかを IASB は利害関係者に十分に説明する必要がある。

⇒25 項目すべてについて、なぜ修正するのかあるいは修正しないのかを IASB ボード会議で説明する予定である。(IASB スタッフ)

- (35) トピック 2「集約レベル」については、IASB スタッフの予備的見解は修正不要（グループ単位を維持）となっているが、反対である。現行の実務及びソルベンシー II の要求事項はより高いレベルでの集約となっており、グループ単位とすることは現在欧州市場で行われているソルベンシー II の対応作業を妨害するリスクがある。また、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の関係、及び、トピック 18「用語の定義：直接連動有配当保険契約」における推定的義務は再考が必要である。

VI. 経営者による説明

議題の概要

30. IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」（以下「PS 第1号」という。）の改訂プロジェクトに関して、次のトピックについてこれまでの議論の経緯が共有され、トピック2及び3について³ASAFメンバーへの助言が求められた。

【トピック1】 経営者による説明（Management Commentary; MC）の目的

【トピック2】 MCにおける重要性の適用

【トピック3】 MCの作成原則

【トピック1】 MCの目的

31. MCの目的を改善するためのアプローチとして、2018年11月のIASBボード会議においてIASBスタッフより次の提案を行い、ボード・メンバーから概ね合意を得た旨が共有された。

(1) 2018年3月に改訂された財務報告に関する概念フレームワーク（以下「概念フレームワーク」という。）における「一般目的財務報告の目的」を反映する。

(2) 「MCの目的」において、主要な利用者が「将来の正味キャッシュ・フローの見通し」及び「企業の経済的資源に対するステewardシップ」を評価するための情報を求めていることを強調する。

(3) 「MCの目的」をサポートするためのガイダンスを含める。

【トピック2】 MCにおける重要性の適用

32. IASBスタッフによると、現状のPS第1号では、MCを作成する際に適用すべき原則の1つとして「重要性」に言及されているが、適用方法に関するガイダンスは提供されていないことから、作成者は重要性の適用の判断に苦心しているとのことである。

33. これに対してIASBスタッフは、重要な情報を特定するための「2ステージによるアプローチ」を導入することを提案している。

³ トピック1については、2018年11月のIASBボード会議にて議論されたため、今回のASAF会議ではASAFメンバーにフィードバックは求められなかった。

34. 当該アプローチでは、まず、重要なビジネス上の「事項 (matter)」を特定し、そのうえで、当該事項のうち、利用者による評価が必要となる重要な「情報 (information on that matter)」を特定するという 2 段階で重要性を検討している。

【トピック 3】 MC の作成原則

35. IASB スタッフによると、現行の PS 第 1 号の「原則」において、MC には概念フレームワークに示された質的特性を有する情報を含めるべきであることが記載されているが、いかにしてそのような質的特性を確保するかについては詳しく記載されていないとのことである。
36. これに対して IASB スタッフは、MC における質的特性について、次のようなガイダンスを開発することを提案している。

完全性

- (1) 「関連付け (linkage) アプローチ」という、一貫性のある記述のためのアプローチを導入する。当該アプローチでは、次の例のように、MC の各内容要素⁴を関連付けながら記載していく。

「事業モデル」において、企業は、研究開発能力を主要な競争優位として識別する。これに関連付ける形で、「戦略」に関して、研究開発職員の流出防止や人材開発に関する管理方法を説明する。

中立性

- (2) 利用者による評価を歪曲し得る中立性の 5 つの側面を挙げ、これらにどのように対処するかガイダンスを提供する。

MC 全体について検討するもの

- ① 全体的なトーン・内容
- ② 強調、不明瞭さ、省略

MC に記述された個々の情報について検討するもの

- ③ 情報の選択及び表示
- ④ 分析された潜在的な結果の範囲
- ⑤ 首尾一貫性 (consistency)

⁴ 事業モデル、リスク、戦略、営業環境、営業業績情報

比較可能性

(3) 次の情報との比較可能性を向上させるため、概念フレームワークに即した原則主義的なガイダンスを追加する。

- ① MC や財務諸表の内外を問わず当該企業が公表した他の情報
- ② 過去に企業が示した見積り、予想及び目標
- ③ 業界において一般的に利用される指標の定義

ASAF メンバーへの質問事項

37. トピック 2 の「MC における重要性の適用」に関して以下の質問がなされた。

(1) MC 内で対処すべき「事項」と、それらの事項に関する重要な「情報」を区別するという IASB スタッフ提案のアプローチ（「2 ステージによるアプローチ」）に賛成するか。

(2) 重要性の評価において他に考慮すべき要素はあるか。

38. トピック 3 の「MC の作成原則」に関して以下の質問がなされた。

(1) 完全性について、「関連付けアプローチ」に賛成か。

(2) 中立性について、5 つの側面に賛成か。

(3) 比較可能性について、IASB スタッフ提案のアプローチに賛成か。

(4) 本プロジェクトの諮問グループ（Management Commentary Consultative Group）は「検証可能性」を重要な原則として強調しているが賛成か。また、改訂後の PS 第 1 号において目立たせるべき他の原則は考えられるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

39. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) PS 第 1 号の理解可能性を高める取り組みを支持する。
- (2) MC が経営者の視点から提供されるべきという考えも支持するが、その意味において、中立性がどのように「経営者の視点」に結びつけられるのかについて、もう少し説明が必要であるように感じている。
- (3) 比較可能性については、異なる報告期間又は他の企業との比較があると理解してい

る。アジェンダ・ペーパーでは報告企業が提供する他の情報との一貫性について言及しているため、情報の比較可能性というよりも情報の首尾一貫性について言っているように見える。

- (4) MC が将来予測的情報を含むべきということも支持するが、将来予測的情報を検証するのは非常に困難であり、検証可能性を過度に強調することも困難であると考え

40. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 本資料の第 36 項(2)において中立性に関するスタッフ提案として挙げている内容については、「中立性」という用語ではなく「バランス」という用語を用いることが適切であると考え

- (2) MC の作成原則に関するスタッフ提案には基本的に賛成だが、検証可能性に関しては見解が分かれた。

賛成した法域からは、開示された情報が適切な保証フレームワークの下で監査されていることは重要であり、法域により監査や保証の要求事項は異なるが、財務諸表に関連する情報については何らかの保証は必要であるとの意見が聞かれた。

反対した法域からは、検証可能性は財務情報や定量的情報に対しては大いに適用可能だが、非財務情報や将来予測的情報に対しての適用は困難である可能性があるとの意見が聞かれた。

- (3) 「2 ステージによるアプローチ」は、ある程度は有用なアプローチであると思うが、ケースや実務によっては、「事項」と「情報」の区別が困難となり得る。MD&A も財務情報を基礎とした記述的な情報であるため、MC における重要性は、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」（以下「PS 第 2 号」という。）にある重要性及び原則と整合的であるべきである。

「関連付けアプローチ」にも基本的には賛成するが、完全性を強調すれば、それを満たすために、経営者が企業自身のストーリーを説明するというより、単に設例をコピーするような一種のテンプレート的な開示にならないか懸念している。検証可能性を作成原則の 1 つとして強調することを支持する。利用者は意思決定に MC の情報を用いるため、信頼性及び検証可能性を備えるべきである。

- (4) IASB スタッフの提案を大いに支持する。比較可能性について、MC は作成者に多くの自由を与えており、彼らは典型的な事実よりも自身のストーリーを説明するこ

とができる。比較可能性も重要ではあるが、業界や企業によりストーリーは異なるため、彼らが独自のストーリーを自由に説明できることの方がより重要である。

- (5) MCにおける重要性について、PS第2号にある「4ステップの重要性プロセス」の第1段階（潜在的に重要性のある情報を識別する。）も、事項を特定することに類似しており、「2ステージによるアプローチ」の第1段階（重要なビジネス上の事項を特定する。）との違いが明確ではない。

中立性に関するスタッフ提案については、「中立性」という用語よりも恐らく「バランス」という用語の方が適切である。

- (6) 「2ステージによるアプローチ」の重要な事項の判別基準は、非常に意味合いが広く曖昧であるため、事項を特定するために有用ではない。すべての事項は目的適合的であり得るため、当該企業にとって本当に目的適合的で重要なものについて他の判断基準（例えば、当該事項に関してプレスリリースを発行したかどうか等）を検討することを提案する。

競合他社との比較可能性は、整理して記述するのが非常に困難であり、実務的な観点からは不可能かもしれない。そのような比較可能性は、ある企業が特定の情報を開示していた場合、他の企業にも同様の情報の開示を期待するというものであり、これはいかなる状況でも目的適合的ではない。

- (7) 「2ステージによるアプローチ」は、重要であり得る全ての事項を探し、次いで、実際に重要なものを探すという2ステージから構成されるが、これらはむしろ一体のアプローチではないのか。

重要性の判断において、何が長期的な成功にとって重要かというフィルターで選別するのは良いと考える。これは、経営者に長期的なキャッシュ・フロー創造について考えさせるうえで、思いつく限り唯一の方法である。

- (8) (ASBJ注：昨年度の企業の取組みのうち、うまくいかなかったものについて説明している報告書の例に触れながら) 中立性について、経営者は彼ら自身の見解を持っているため中立的ではないが、バランスの取れた見解を提供している。そのため、中立性に関するスタッフ提案については、「中立性」よりも「バランス」という用語の方が良いと考える。

- (9) 中立性に関するスタッフ提案については、「バランスの取れた見解」(balanced view)」という用語のほうが「中立性」よりも感覚に合う。「中立性」は基準設定主体から見て心地良い用語であるが、MCは経営者の視点から提供するものであるため、「中立性」ではIASBのメッセージは伝わらないように思われる。

- (10) 経営者は必ずしも競合他社との比較可能性についての観点を持っていない。しかし、経営者の視点は中立的ではない。MCは経営者からの視点によるものであるが、中立的な説明であるかどうかのように説明するのか。経営者の視点がどのようにそれぞれの質的特性につながるのか、更なるイントロダクションが必要である。
- (11) 中立性に関しては、経営者が完全に中立であることを求めるのは難しいが、我々は、楽観的であったり過大評価したりしたものではなく、ポジティブな情報もネガティブな情報 (the ups and the downs) も両方含まれるようなバランスの取れた記述 (balanced picture) を求めている。(IASB Lloyd 副議長)

VII. のれん及び減損

議題の概要

41. 今回の ASAF 会議では、のれん及び減損に関する以下の点について議論がなされた。

- (1) 直近の資本市場諮問委員会（以下「CMAC」という。）会議及び世界作成者フォーラム（以下「GPF」という。）会議で議論された項目
 - ① 企業結合に関するより良い開示の識別
 - ② 分析において、投資家がどのようにのれんの帳簿価額を使用しているか
- (2) のれんの償却を再導入すべきか
- (3) 投資家が、企業の成果（results）からのれん及び特定の償却費の影響を取り除く上で助けとなる可能性がある他の開示のアイデア
 - ① 企業が（ア）のれん及び（イ）仮に自己創設されていた場合には認識されなかったであろう、取得した無形資産のいずれも認識していなかった場合に報告したであろう資本（equity）の金額の開示
 - ② ①の資産について償却及び減損損失を除いた場合に企業が報告したであろう純損益の開示

42. ASAF メンバーに対する質問事項は以下のとおりであった。

CMAC 会議及び GPF 会議で議論された項目

- (1) CMAC 会議及び GPF 会議で議論された論点に関してアドバイスはあるか。

のれんの償却

- (2) 取得したのれんの事後の会計処理の目的は、取得したのれんの帳簿価額を、企業結合からの便益が費消されるにつれてゼロまで減少させることである、との考え方に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (3) のれんの帳簿価額の一部について、当初に取得したのれんではなく、自己創設のれんが反映される場合、すべてが当初に取得したのれんが反映される場合と比べて意思決定有用性が損なわれると考えるか。
- (4) のれんの帳簿価額をゼロまで減少させるという目的を達成する上で、のれんを償却することが最善の方法であると考えているか。

- (5) 企業結合の経済効果を反映するようにのれんの耐用年数及びのれんが費消されるパターンを決定することは実務上可能と考えるか。
- (6) のれんの耐用年数は何を表すべきであると考えるか（例えば、回収期間（pay-back period）、有形固定資産が費消される期間など）。

他の開示のアイデア

- (7) 他の開示案についてコメント又はフィードバックはあるか。

のれんの償却

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

43. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、取得したのれんは最終的に価値がゼロになると考えており、これを忠実に表現すれば結果として取得したのれんの帳簿価額はゼロになると考えている。また、のれんの償却によって、純損益が企業結合によって生じたコストの配分であるのれんの償却と、企業結合による収益の増加の両方を反映して算定されることになる。我々は、純損益がこの方法で算定されることで、減損のみモデルの下で算定される純損益よりも目的適的な情報を利用者に提供することになると考えている。
- (2) 我々は、IAS 第 38 号「無形資産」の下での自己創設のれんの認識の禁止は、IFRS 基準を支える基本的な考え方の一つであると考えている。限定的であるとしても当該原則に反することとなることから、自己創設のれんの価値は、取得したのれんの帳簿価額に反映されるべきではないと考えている。
- (3) 償却期間に関して、現行の日本基準では、効果の及ぶ期間にわたってのれんを償却することが要求されている。我々の認識では、償却期間の決定が困難な場合はあるが、企業は償却年数の見積りに対処できている。
- (4) 我々は、償却期間の決定に関する原則の明確化が重要であり、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づく償却期間の見積りを行う方法によって、財務諸表利用者に目的適的な情報を提供する可能性があると考えている。
- (5) 我々は、経営者が企業結合毎の償却期間を決定すべきと考えているが、同時に、償却期間がのれんの償却を再導入する場合に最も重要かつ困難な論点の一つであることも理解している。それゆえ、IASB が、一律の償却期間を導入する可能性を

議論することには反対しない。

44. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 個人的には、のれんは資産ではないと考えている。のれんは、支払対価の測定額と識別可能純資産の公正価値の測定額との違いから生じた差額に過ぎない。のれんの会計処理の目的は、のれんの金額の意思決定有用性の観点ではなく、ステークホルダーシップの観点からも捉えることができる。のれんを資産に認識することで、減損の認識時にシグナルを出すことができる。なお、のれんは資産ではないと考えているため、のれんからの便益の費消という考え方には同意しないが、仮にのれんの償却を検討するのであれば、企業結合で取得した資産の便益が費消され耐用年数が経過するにつれて、経営者ののれんに対する責任が解除されていくという考え方はあり得るかもしれない。
- (2) のれんは企業による便益の使用により費消される資産ではなく、競合他社や技術革新によって消滅する資産であると考えている。それゆえ、のれんの事後の会計処理は、維持されているのれんの便益を再評価するプロセスとすべきである。のれんの償却が、のれんの事後の会計処理を簡素化する目的を達成するための現実的な解決策であることは認識しているが、のれんの便益が規則的に費消されることではなく、のれんの便益が予想される期間内で毎年消滅することを仮定してこの方法を追求すべきである。
- (3) のれんの償却は、我々の法域でもプロジェクトが進行している。のれんは資産ではないと考えるが即時償却は極端過ぎるため償却が現実的な解決策となるという見解から、企業結合から生じる超過キャッシュ・フローの期間による償却を支持する見解まで様々な見解が聞かれている。現時点で米国会計基準と IFRS 基準とのコンバージェンスが達成されている状況も踏まえて、プロジェクトにおける最初の公表文書は「情報要請」となる予定である。さらに、現行の減損テストのモデルの費用対便益の観点から、さらなる減損テストの簡素化についても検討する。投資家が現行ののれんの会計処理に有用性を見出していないことに着目するのであれば、償却によって、減損テストに対するプレッシャーを軽減し、年次の定量的な減損テストについても見直すことで、のれんの会計処理のコストを削減することが考えられる。取得した資産の加重平均耐用年数を参照してのれんの償却期間を決定する方法は、取得した主な資産が人的資本や耐用年数が確定できない無形資産である場合などについても検討が必要であり、償却年数の上限と組み合わせる方法もあるかもしれない。「情報要請」に対するフィードバックについて

ては ASAF 会議で共有する予定である。

- (4) 我々の地域の関係者の多くはのれんの償却を支持している。ただし、アナリストに、のれんを償却するブラジル GAAP に基づく財務諸表と、のれんを償却しない IFRS 基準に基づく財務諸表の分析に関して調査をしたところ、すべてのアナリストがのれんの償却を足し戻していると答えた。それゆえ、のれんの償却の再導入は彼らにとってはノイズの追加にしかならないと考えられる。
- (5) のれんが資産であるかどうかは、企業結合の目的によっても異なる。例えば、経営者が新しい技術や機能などの特定の要素に対して支払をする場合もあれば、単に防衛的な目的で高い金額を支払う場合もある。また、経営者は企業結合に関する意思決定や事後的な状況に関する情報に対して非常に慎重になることも現実的な問題として考慮する必要がある。仮にのれんの償却の再導入を追求するのであれば、経営者がのれんの償却年数の基礎となる前提の開示に慎重となることも考慮して償却年数に上限を設けるなど、何らかの現実的なアプローチを検討すべきである。この議論は、のれんを償却していた時代も償却をやめてからも繰り返されている。仮に償却を再導入するのであれば、概念的な議論に基づくものと位置付けるのではなく、のれんの減損が「too little, too late」であり、プロセスも複雑であることの現実的な解決策として位置付けるべきである。
- (6) 償却によって、時の経過につれてのれんの減損リスクは減るかもしれないが、完全に取り除くことができる訳ではない。企業結合後数年間の減損リスクは特に重要であり、のれんを償却する場合であっても、減損テストの改善の必要性から逃れられない。償却及び減損モデルの再導入には、欠点もある。償却及び減損モデル又は減損のみモデルのいずれが概念的により良いモデルかについて結論を出すことはできない状況の中で、のれんの会計処理に著しい変更をもたらすべきなのか疑問である。さらに、のれんの償却は時価総額と会計上の帳簿価額との乖離をさらに拡大させることにもなる。
- (7) この論点については、議論を続けたとしても概念的な真実にたどり着くことはないと考えられ、コストと便益の観点からの分析を含めた検討が必要と考える。我々の地域における基準設定主体の議論の中では、少なくとものれんの償却に関する見解を関係者に問いかけること自体には十分な支持があると考えられる。のれんの償却からは有用な情報が提供されないとの見解や、のれんの減損は有用な情報を提供する可能性があるという面で優位性があるとしても、その適用コストを上回る程の優位性であるかという点も議論に値するだろう。作成者からは、よりシンプルな方法であり、減損テストのプレッシャーの軽減、年次の定量的な減損テスト

の免除、識別可能無形資産をのれんに含めることなどが期待できることからのれんの償却を支持する見解や、償却により債務超過に陥る可能性を懸念する見解などが聞かれている。作成者及び利用者のコストに関する認識を含めて情報関係者に広く問いかけ、より多くの情報に基づいて判断するのがよいと考える。

- (8) のれんの価値の減耗分を帳簿価額から取り除く必要がある。のれんの耐用年数及びのれんの償却パターンの決定は非常に重要な論点である。この論点に対処する方法として、関係者との対話よりも、企業結合後の便益の費消に関するデータを用いた調査が容易であるかもしれない。のれんの耐用年数の決定について、我々の法域の GAAP では、アジェンダ・ペーパーで例示されている回収期間などの要素を、償却年数の決定方法として定めるのではなく、指標として考慮することを要求している。また、仮にのれんの償却を検討する場合には、年次の定量的な減損テストの強制の見直しも検討されるべきと考える。
- (9) のれんの償却の再導入を検討するとする IASB の暫定決定を歓迎する。のれんは資産であり、経済的便益の費消に伴いのれんの帳簿価額を減らすべきである。また、のれんの帳簿価額に自己創設のれんが含まれるべきではなく、仮に含まれる場合には意思決定有用性が低下すると考える。のれんの償却は、のれんの帳簿価額をゼロにするという目的を達成するための現実的な解決策であるとする見解に同意する。のれんの耐用年数及び費消パターンの決定が困難であることは理解しているが、評価技術、交渉戦略、事業統合方法、被取得企業の業績予想、のれんが配分された資金生成単位（以下、「CGU」という。）の主要資産の耐用年数などから得られる利用可能な様々な情報を考慮して経営者が合理的な決定を行うことは可能である。なお、関係者からは一律の償却年数や償却年数の上限を設定する方法の提案も聞かれている。我が法域では、上場企業ののれん残高が 1.5 兆 RMB(約 25 兆円)に上っており、作成者は 2 年前には償却を支持していなかったが、現在は償却の必要性を訴えている。IASB がプロジェクトの進行を加速させ、喫緊の問題に対処する方法を見出すために更なるリサーチ及びアウトリーチを実施することを提案する。
- (10) 我々の地域におけるのれんの償却に対する見解は分かれている。のれんの事後の会計処理の目的については、のれんの便益は時の経過につれて費消され、のれんの償却が忠実な表現を達成すると考える法域と、のれんは確定できない期間にわたってキャッシュ・フローを生成すると考える法域があった。現実的な解決策としてのれんの償却を考えることについても、これを支持する法域と、「のれんとは何か」に立ち返って会計処理を検討するべきとする法域があった。のれんの帳簿価額に自己創設のれんが含まれることについては、自己創設のれんの価値を反映

すべきではないとする見解と、自己創設のれんの要素の調整は投資家自身が行うため、のれんの歴史的原価を分析の出発点として使えるようにすることを支持する見解の両方があった。のれんの償却年数の決定については、経営者による合理的な見積りは可能であるとする見解を示した法域もあれば、償却年数の評価には多くの判断が関与するため現実的ではないとする見解を示した法域もあった。

CMAC 会議及び GPF 会議で議論された開示に関する提案並びに他の開示のアイデア

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

45. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 企業結合後の業績に関する情報提供の実行可能性に関しては、GPF 会議の議論と同様のフィードバックを得ている。例えば、複数の日本の作成者が、主要な業績評価指標 (KPI) の目標値は定期的に更新されるため、必ずしも取得年度に設定された期待に着目するわけではないことを示している。
- (2) 企業結合後の業績に関する情報は、将来の期間に関する予測又は仮定を反映する可能性があるため、財務諸表の注記として提供されるべきか、財務諸表の外で提供されるべきかが論点となることが考えられる。

46. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

CMAC 会議及び GPF 会議で議論された開示に関する提案について

- (1) 我々の地域では、4 つの法域が企業結合後の業績に関する追加の開示に関する提案を概ね支持する見解を示しているが、当該法域は同時に実行可能性及びコストに関する懸念も示している。また、当該開示を財務諸表の一部とすべきかについて疑問があり、「経営者による説明」に含めることがより適当ではないかと考える法域もあった。投資家の分析におけるのれんの帳簿価額の使用については、減損損失の認識の理由及び仮定に関する洞察を得ることができることや、投下資本に対するリターンを分析するために、実際の投資額である歴史的な原価がより有用であることに言及した法域があった。
- (2) 企業結合後の業績に関する追加の開示については、財務諸表が、企業結合の財務的影響及びのれんの帳簿価額の回収可能性を理解するうえで有用であると考えられる。しかし、当該情報を開示するためには、経営者は、取得した事業を個別の CGU として管理しなければならない可能性があるなど、実行可能性に懸念もあり、内

部管理のために個別に管理される可能性のある重要な事業に限定して開示を要求する方法なども検討されるべきである。

- (3) 企業結合後の業績に関する追加の開示について、機密事項に関わることやトラッキングが困難であるという問題があると理解している。企業結合時の開示については、経営者は、大規模の企業結合をした場合には、期待されるリターンが継続する期間や投資回収期間を把握しているはずであり、このような情報は、利用者にとって非常に興味深いものであると考える。
- (4) 2018年7月のIASBボード会議における、減損テストをより厳格で堅牢なものにする方向から、よりシンプルでコストの低いものにする方向へのプロジェクトの目的変更を支持する。企業結合の目的や企業結合後における目的の達成度に関する情報は、スチュワードシップの観点から提供されるべきものである。開示の実行可能性の懸念は、作成者に特定の開示を求めるような記述的な開示要求を定めるのではなく、開示目的を満たし得る何らかの測定値を作成者自身が見つけられる形にすることで対処できると考える。なお、アプローチにかかわらず事業の統合によるトラッキングの困難さは常に問題となるため、重要な企業結合についてのみ開示を要求することや、トラッキングを要求する期間を限定することも考えられる。
- (5) 提案されている開示に加えて、のれんの帳簿価額及びのれんに反映されるマージンの正当性に関する経営者の結論とその根拠を説明するための開示が非常に重要である。例えば、CGUをどのように結合したのか、どのような仮定や割引率を使用したのかに関する情報は非常に有用であり、減損の認識が不要であるとする判断の根拠を開示することで、経営者の楽観主義又は透明性の欠如への対処となることも考えられる。
- (6) 企業が、企業結合取引を事後的に定量的な要因又は会計数値を用いて管理していないとしたら驚くべきことであり、なおさら提案されているような開示を要求し、管理していないのであればその旨を開示すべきと考える。経営者は、企業結合後の戦略変更があったとしても、説明責任を果たさなければならないことには違いない。企業は、商業上の機密情報を伝える必要はないが、その場合でも、何故情報を提供できないのかを説明する必要がある。

⇒企業結合取引の想定、のれんの帳簿価額、のれんの減損に関する判断についてどのようなレベルで管理するかは、会計の問題というよりも企業統治の問題であるとも言える。

⇒CMAC 会議での議論に基づくと、財務諸表利用者は、のれんの金額及びのれんの減損の有無に関する安心感の水準については関心がなく、例えば、のれんに対する使用価値の余裕が 2 倍あるといった情報は、彼らが求めているものではない。彼らは企業結合が成功であるか否かに関心がある。財務諸表作成者は、のれんのコスト以外の方法又は測定値によって、企業結合の成否に関する情報を提供していると考えている。(IASB 理事)

⇒財務諸表利用者は、支出額を配分した資産の構成やのれんのコストには関心は無く、全体のリターンに関心がある。企業結合取引によって目的が異なるため、柔軟なアプローチが必要であり、仮に企業が企業結合後にその成否を定量的に測定していないことが開示されるのであれば、情報価値がある。(IASB 理事)

- (7) CMAC 会議及び GPF 会議における議論は大変有用であり、我々の法域の利害関係者も概ね同様の見解である。我々は、取得年度の開示の改善及び企業結合後の業績に関する追加の開示を支持する。なぜなら、財務諸表利用者にとって、これらは、企業結合の背景及びのれんの生じた理由を理解するのに有用な情報であるからである。開示により、作成者が被取得企業の予測にさらに注意を払うようになり、のれんの減損を適時に認識することに対する意識が高まることも期待される。一方、開示すべき情報が機密情報にあたる場合には、監査人による検証が容易ではないことは懸念される。
- (8) 企業結合後の業績に関する追加の開示については、企業結合後の戦略は様々であるため、目的に基づくアプローチを採用し、柔軟性を確保する方法が良いのではないかと考える。
- (9) 我々の法域では、のれんの会計処理を検討するプロジェクトを進めているが、企業結合に関する開示を検討するプロジェクトは行っていない。議論されているような項目の多くは、既に MD&A の中で開示されている。より広範囲なプロジェクトとして、経営者による投資と投資に対するスチュワードシップに関する検討を開始する可能性はあり、企業結合による成長とオーガニックな成長、広告戦略とその効果、CEO の報酬とその効果などの観点は検討する価値があると考えられる。
- (10) 企業結合後の業績に関して仮に現在検討しているような開示を要求する場合、すべての企業結合取引について開示を要求すべきと考えるか、重要な企業結合など一部の企業結合取引に限定すべきと考えるか。(IASB スタッフ)

⇒会計基準において重要性の線引きを行うことは困難であるが、何らかの方法で範囲を限定することを検討する必要はあるのではないかと考える。

⇒ある重要な目的のために、小規模な複数の企業結合が行われることもあるなど、様々な企業結合取引の戦略があることを考慮する必要がある。

47. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

他の開示のアイデアについて

- (1) 提案を支持する見解がある一方、財務諸表から容易に算定できることから、開示は必ずしも有用でないとする見解の両方が聞かれた。
- (2) 提案されている開示は、大きな改善とはならず、分析に含まれている欠点が優位点を上回ると考えられることから、必ずしも開示を要求する必要はない。
- (3) 仮に自己創設されていた場合には認識されなかったであろう無形資産を特定することに実務上の困難性が生じる場合があることが懸念される。
- (4) 企業分析実務の経験上、アナリストが使用するモデルのテンプレートに決算報告書からインプットを探す時に、最初直面する困難が、足し戻すべき償却費の特定である。償却費の金額を見積りによって算定しなければならない場合もあり、これが一歩進むと、無形資産の償却費すべてを足し戻した会計原則に基づかない指標 (non-GAAP measures) となる。(IASB 理事)

⇒英国において最近倒産した企業では、のれんを別個の行項目として計上していなかった。有形の項目だけでは債務超過になることが疑問視されていた。この点に関する透明性の向上は、非常に有用と考える。(IASB Hoogervorst 議長)

- (5) 別の開示として、のれんの減損テストを行う単位を大きくする誘因への対処として、各事業セグメントに配分されたのれんと、事業セグメント内ののれんの減損テストの単位への分解に関する分析などの開示を検討することを提案する。

VIII. 基本財務諸表

議題の概要

48. ASAF メンバーは、基本財務諸表プロジェクトにおける次の IASB の提案のそれぞれについて、①投資家による経済的意思決定、②実務が変わるかどうか、③実行コストという 3 つの観点から影響分析を行ったうえで助言を行うことが求められた。

No.	検討項目
【論点 1】 純損益の計算書における新たな小計	
1-1	営業利益 (Operating profit)
1-2	営業利益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 (Operating profit and share of integral associates and joint ventures)
1-3	財務及び法人所得税前利益 (Profit before financing and income tax)
【論点 2】 経営者業績指標 (Management performance measures; MPM)	
2-1	MPM を財務諸表に含めること
2-2	最も近接した「IFRS で定義された小計」との調整表を開示すること
2-3	MPM に係る調整表の各調整項目について、税金及び非支配持分を開示すること
2-4	MPM がなぜ有用なのか、どのように計算されたのかについて説明すること
【論点 3】 分解表示 (Disaggregation)	
3-1	営業利益に含まれる費用を機能別又は性質別に分解表示すること
3-2	通例でない及び頻度の低い項目を開示すること
3-3	分解表示の原則及び考慮すべき要因を開発すること

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

49. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(全般)

(1) 我々は、個々の提案を別個に評価するのではなく、全体として評価すべきと考えている。投資家の視点から便益がないと考えられる場合に、実務が変わるかどうか及び実行コストについて評価する必要はないのではないかと。当該 2 点は、投資家にとって有用である場合にのみ評価すべきである。

(【論点 1】 純損益の計算書における新たな小計)

(2) 現在、IASB が提案している小計は、計算方法について説明されているものの、基礎

となる概念が明らかではなく、我々の法域の利害関係者はこの点を懸念している。もし小計によって IASB が達成したい特定の目的があるのであれば、それを明らかにしてもらいたい。

- (3) 我々の法域では、慣れ親しんだ営業利益の定義があり、一般的に受け入れられている。これには通例でない項目又は頻度の低い項目が含まれていないが、これらを定義できるのであれば、注記ではなく本表に表示すべきである。
- (4) IASB は「営業利益 (Operating profit)」を自由に使わせないようにする意図があると感じるが、そうであれば、コンセンサスが得られない小計を「営業利益」として定義するのではなく、「営業利益」という用語を使わないように求めれば足りるのではないか。

【論点 2】 経営者業績指標 (MPM)

- (5) 我々は、MPM を財務諸表の中に取り込み、IFRS で定義された小計との間の調整表の開示を要求することは支持するが、調整元となる小計の概念を理解したい。経営者がより適切と考える他の業績指標がある場合に調整を行うとしても、単なる機械的な調整は有用ではない可能性が高い。
- (6) 我々の法域の利害関係者は、税金及び非支配持分の開示は、企業にとってコスト負担が大きいことを懸念している。我々は、当該提案を再検討することを IASB に提案する。

50. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

【論点 1】 純損益の計算書における新たな小計

- (1) 様々な法域で営業利益について定義されているが、その方法に多様性がある。「営業利益」という指標は広く使用されているため、IASB は使用を禁止するのではなく、IASB が主導して有用な小計の使用を求めるようにすべきだと考えている。
(IASB スタッフ)
- (2) 各国の航空会社の財務諸表を分析したところ、多くの企業で営業利益や EBIT、EBITDA 等の業績指標を表示していたが、同じ業種であっても表示方法には多様性が見られた。比較可能性と透明性を向上させるため、基本財務諸表プロジェクトの方向性を支持する。
- (3) 「営業利益」と「財務及び法人所得税前利益」の小計を支持する。一方、「営業利

益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」については、関連会社及び共同支配企業を、不可分なものと不可分でないものに分けることは主観的になってしまう恐れがあり、懸念を持っている。

- (4) 小計を厳格に定義したうえで使用を強制するのか、より柔軟性を持たせるのかについては、トレードオフの関係にある。細かくルールを定めると比較可能性は向上するが、企業が自らの言葉で業績を伝えることができなくなり、よりよい営業利益を伝えるためには柔軟性を持たせた方がよい。ヘッジ会計における公正価値の変動がそれを検討するうえでの題材になるだろう。

⇒どこの区分に入れるかについては、たとえばヘッジを考えると、公正価値の変動はその性質によって変わり得ることから、柔軟性があると考えられるが、一方で、それにより比較可能性が失われる可能性はある。(IASB Lloyd 副議長)

- (5) 我々は、基本財務諸表プロジェクトを支持する。また、IFRS タクソノミプロジェクトと関連させることが最も重要である。

小計については、基礎となる原則についてさらに議論することに関心がある。また、小計を導入することは合理的であるが、MPMに代わるものではないことを認識した方がよい。多くの企業は既にいくつかのMPMでコミュニケーションを行っている。

- (6) 複数の法域では会社法によって営業利益の表示が求められているが、IASBの提案する小計及び分解表示については支持している。少なくとも我々の法域では、資金調達により生じる費用は営業として扱われている。それは、インフレーション期間と高金利に関連していると考えている。我々の法域では、資本供給者への支払をその他の事業コストとみなす傾向がある。このような考え方は、世界の他の法域と異なるため、議論の余地がある。

⇒おそらくMPMで対処できる領域である。IASBがその違いに対処するには限界がある。(IASB スタッフ)

- (7) プロジェクトの全体の方向性については支持する。営業利益の定義にあたって、積極的に定義するのではなく、残余ベースで定義する方が実現可能性があり、よいのではないか。

関連会社及び共同支配企業を、不可分なものと不可分でないものにどのように区分するかについては、欧州でも関心が高い。

設例で示されている保険を発行する銀行コングロマリットの表示については、

反対する意見が多く聞かれた。

⇒設例はあくまで例示に過ぎないので、例示の仕方については慎重に検討する。
(IASB スタッフ)

【論点 2】 経営者業績指標 (MPM)

- (8) MPM は経営者がストーリーを語ることができ、その意味において有用であるため、MPM に関する提案は概ね支持されていた。一方、実行コストについては、実務を変更することになるため、監査報酬の増加を含め、コストと時間がかかる、各調整項目に係る税金及び非支配持分の影響は、利用者の意思決定にあたり考慮されていないなど、様々な意見が聞かれた。監査人は、MPM 関連の開示について否定的な見解であった。

⇒税金及び非支配持分の影響については、見積平均税率などを使うか、あるいは税金の影響を無視した指標を使うなどの理由から、考慮しないという意見も聞かれている。このような理由から有用でないと考えているのか。(IASB スタッフ)

⇒格付会社のアナリストは、EBIT 又は営業利益を用いて意思決定を行うため、税金の影響は考慮しないとしていた。

⇒この点は、信用アナリストと株式アナリストで見解が分かれている可能性がある。株式アナリストは調整後 1 株当たり利益を使用しており、その観点から当該情報が非常に有用であるとしている。(IASB スタッフ)

⇒MPM の種類やその詳細さは地域や法域、あるいは投資家グループごとに異なるため、強制する際に注意が必要である。選択適用を認めないことができるのであればその方がよいが、コスト面で様々な意見があるのであれば、すべての企業及びすべての業種に詳細な開示を要求することは、大きな負担である。

⇒IASB の現在の提案では、企業が IFRS で定義されていない指標を利用者に伝達しようとする場合には、必ず財務諸表の中で開示を行わなければならないが、IFRS で定義された営業利益などが企業の業績を満足に伝達するものであり、他の指標で補完する必要がある場合には、企業は営業利益が業績を伝達するものであることを言うだけでよい。しかし、これは選択適用ではない。(IASB スタッフ)

- (9) 我々の法域の利用者諮問グループは、様々な法域に投資するグローバルな視点を持つ利用者であるが、本プロジェクト及び IASB の提案を歓迎している。また、我々の法域の基準設定主体のボード・メンバー及び IFRS 検討グループのメンバーは、主に我々の法域内のことを検討しているが、彼らも同様に、本プロジェクトの結

果、より良くなると考えていた。

最も人気がなかったのは、税金及び非支配持分の影響の開示であったが、個人的には、必ずしもよく理解されていないのではないかと考えている。

基準設定主体がこの領域に踏み込むべきかについては、数年前とは異なる意見が聞かれるようになってきている。MPM を財務諸表の中に取り込んで監査や財務報告に係る内部統制の対象とし、MPM の品質を高めることが重要である。

(10) バイサイド・アナリスト又はファンド・マネージャーとして考えているが、MPM については、対応する純損益又は1株当たり利益を算出したいというニーズがある。このためには、税金及び非支配持分の影響を知る必要がある。今日、多くの企業が既にこれを行っているが、コストがかからないと聞いている。また、非 GAAP 指標に係る調査などでは、回答者の3分の2が調整項目に係る税金の影響の分解表示を支持していた。(IASB 理事)

(11) 全体として IASB の向かう方向に多くの関心と支持があるが、MPM に関しては、欧州の実務は様々であるため回答が難しい。何らかの形式で代替的業績指標 (APM) の使用が普及している一方で、APM を財務諸表に含めることができる範囲として規制当局が認めているものの実務は様々である。既に APM が財務諸表に取り込まれている場合には、多かれ少なかれ満場一致で支持されるだろうが、APM が財務諸表の外にある場合は、様々な意見が聞かれると思われる。

また、MPM に関する提案が、IFRS に基づき認識及び測定された項目から追加的な行項目及び小計を構成することを求める現行の IAS 第1号「財務諸表の表示」の定めとどのように関係するのかという点について、やや混乱が見られている。

(12) 全体として方向性を支持しているが、MPM は個人的には好ましくない領域である。経営陣が業績として示したいものは様々であるため、最善の指標を識別するように求めるのは困難である。業績について記載しようとするのであれば、「経営者による説明」の方がより多くの柔軟性を提供する。MPM は、損益計算書の中で分解表示しやすい場所で、損益計算書の自然な流れの中に置くのが適切である。その中に複数の指標を入れようとする複雑になる。我々は、たとえ明瞭であったとしても、複数の指標を持つことを若干懸念している。

(13) MPM については、財務諸表に含まれることは良いことだが、多くの企業は依然として損益計算書の本表で伝達したいと考えている。また、MPM と IFRS 第8号「事業セグメント」との関係も明確ではないため、明確にする必要がある。

(14) 我々は、プロジェクトの方向性を支持している。税金及び非支配持分の影響については、基準化のニーズがあり、現在、企業はこれらの情報を提供しており、基準化することにより確かに便益があるとのことである。利用者は現在も税金及び非支配持分を調整しているが、ルールがないと言っている。IFRS 基準において、これらを要求しようとするならば、様々な質問に答えなければならない。例えば、税引後で営業損失である状況ではどのようにすればよいのかといったことも、ルール化するのかどうか検討する必要がある。

(15) 基本的に MPM は投資家にとって有用であると考えているが、コスト及び複雑さについての懸念から、全体として MPM を財務諸表の中で開示することが好ましくないと考えている。

⇒MPM を支持しない理由は、コスト面ということか。(IASB スタッフ)

⇒IFRS で定義された小計に調整を行うことは、非常に困難であるためである。費用対効果を検討した結果、開示のために多くのコストがかかるが、どれだけ便益があるかわからない。

⇒APM を使用している上場企業の割合はどのように調査したのか。具体的な割合はわかるか。(IASB 理事)

⇒年次報告書の MD&A を調査した。多くの企業が APM を提供していたが、具体的な割合はわからない。

参加者のその他の発言

51. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

【論点 3】 分解表示

(1) 我々の法域の基準設定主体のボード・メンバー及び IFRS 検討グループのメンバーは、分解表示についてはコストがかかると考えていた。

(2) 分解表示については、性質別表示と機能別表示のどちらかだけではなく、混合した表示を行うことができるかどうかについて、人々は悩んでいる。特定の状況においては、混合した表示が合理的な場合もある。

(3) 我々の法域で問題となったのは、偶発的な収益、反復的でない収益、通例でない

収益のような様々な種類の収益である。現在の提案では、これらはすべて営業収益の一部であるが、このグループ分けに誰もが満足しているのか疑問である。我々の法域では、営業収益と非営業収益の区別が要求されている。

IX. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

52. 本セッションでは、プロジェクトの近況報告と 2019 年 4 月開催予定の ASAF 会議の議題について IASB スタッフから説明が行われた。またこのプロジェクトの近況報告と次回の議題に関する情報の提供方法について、改善提案があれば歓迎する旨の提案があった。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

53. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

54. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) ASAF メンバーへの情報提供として、我々は仮想通貨の発行者及び保有者に関する会計上のフレームワークの構築に取り組んでおり、2019 年の前半には構築される見込みなので、4 月の ASAF 会議で時間が取れれば紹介したいと考えている。
- (2) 4 月は少し早いですが、今後、我々からは混合型年金スキーム (hybrid pension schemes) について ASAF メンバーに説明したいと考えている。
- (3) 4 月の予定アジェンダにある「子会社である SME」(SMEs that are Subsidiaries) に関する議論については、一部の法域では関連会社や共同支配企業も子会社と同様に IFRS に従うことが要求されているため、「子会社である SME」のアジェンダに関連会社及び共同支配企業を加えることを提案したい。

⇒アジェンダ・ペーパーの中でこのプロジェクトの範囲についても議論する予定であり、ご指摘の点についても取り上げることにする。(IASB スタッフ)

以 上